

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

日 時 平成 2 8 年 1 2 月 9 日（金）午前 1 1 時 3 0 分～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 日程説明

3 要望について

- （1） 亀岡駅北地区土地区画整理事業の施工及び京都スタジアム（仮称）に関して、適切な行政指導の実施と関係委員会の現地調査を含めての調査、審査のお願い

4 その他

- （1） 次回の日程について

平成28年11月14日

亀岡市議会議員 西口 純生 様

要 望 書

件 名 亀岡駅北地区土地区画整理事業の施工及び京都スタジアム（仮称）に関して、適切な行政指導の実施と関係委員会の現地調査を含めての調査、審査のお願い

要望の要旨 亀岡駅北地区土地区画整理事業地（以下「駅北地区」という。）につきましては、埋め立て工事が着々と進んでいます。施工に当たり、市民としては懸念事項がございます。土地区画整理事業の認可時に亀岡市が示された条件を事業者が守られているのか、亀岡市はその順守のために監視などにより適切なチェックを行っているのか懸念しております。

京都スタジアム（仮称）は環境と共存という全国的にも注目されている事業でありますので、貴議会におかれましても、亀岡市行政の監視態勢など、万全を期しているかどうか、十分調査、審議していただきたくお願いいたします。

併せて、京都スタジアム（仮称）の駅北地区への立地には、多くの課題があります。当初の予定地が困難となった経緯を総括するとともに、責任問題を明らかにしたうえで、駅北地区への変更については、十分なチェックをお願いします。

具体的な要望項目 1 亀岡駅北地区土地区画整理組合設立認可に当たっては、亀岡市は別添のとおり7項目の条件を付けられています。これらの項目には、アユモドキなど希少種の保全上きわめて大切なことが含まれています。

駅北地区は、雑水川水系であることを前提として、亀岡市は認可されていますが、工事現場写真では、高低差から、曾我谷川にも駅北地区からの雨水が流れ込んでいる可能性が高いです。十分な土留めもなく工事が行われれば、水路が暗渠となっている箇所では駅北地区から曾我谷川に水が流れ込む可能性は否定できません。そのようなことが生じれば、駅北地区は雑水川水系であることを前提にした、亀岡市の亀岡駅北地区土地区画整理事業の認可申請に反することになります。

しかも、これは、アユモドキなどの希少種保全だけでなく、水道水の汚染などに繋がる可能性のあることです。生物の環境保全と市民の生命と健康を守るためには、亀岡市は条件遵守のため、しかるべき行政指導などを行うべきです。

つきましては、関係委員会におかれましては、現地視察の定期的な実施を含めて、調査、審査していただきますようお願いいたします。

具体的な要望項目 2 駅北地区には、桂川高水敷掘削土が搬入されていますが、そのほかにも、山土と思われるものも含まれています。他地域からの埋め立て土については、土質検査がなされているのでしょうか。それらの埋め立て土に関して、人体や生物に影響を与えるものが含まれていないか調査すべきことは不可欠ではないでしょうか。

「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」の座長提言の中で、「アユモドキが生息する曾我谷川流域への直接的影響は回避され、地下水保全等を行えばアユモドキの生息環境への影響は軽微となると考えられ」と記載されています。土質も検査せず、埋め立てを行えば、地下水への影響はどうなるのでしょうか。座長提言を守る責任は、亀岡市もあります。土質も検査しないのなら大きな問題です。

アユモドキに関してのモニタリングはなされているようですが、水道水への影響について、調査はどのようにされているのかさえ公表されていません。しかし、影響が出てからでは、取り返しがつきません。

つきましては、関係委員会におかれましては、この点についても、調査、審査していただきますようお願いいたします。

なお、自然界に、ヒ素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウムなど有害物質が大なり小なり含まれていることは、周知のことです。

土砂の埋め立てについては、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則で、規制基準及び規制対象が定められているが、アユモドキなどの生息や上水道の水源地につながる地域であることから、より高い環境基準を想定した調査の実施と公表が必要であると思われます。

具体的な要望項目 3

前栗山市長は、平成27年9月議会で京都府の同意を得たと発言しましたが、亀岡市から京都府への照会は、雑水川流域の開発について、京都府に同意を求めただけで、桂川本川の霞堤については、京都府は判断していません。事業認可する亀岡市が判断することと対応しています。これが開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)の実態です。亀岡市として、治水対策が十分であると判断した根拠、その判断内容を検証されるとともに、18号台風以上の洪水があればどうするのか。また、防災・避難誘導を如何に計画し、それを周知する計画なのか十分に審査願います。

少なくとも、亀岡市の同意申請内容、開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)の持つ問題点などは、十分論議を願います。

具体的な要望事項 4

駅北地区での京都府の建築設計業務委託特記仕様書について、十分確認されるとともに、駐車場は3000平方メートルしかないことから駐車場はどうなるのか、そのルート確保は適切か、騒音・振動、光害問題は生じないのかなど、審査を願います。商業地であっても厳しい騒音基準が設けられています。

また、保津橋に極めて近いことから、交通アクセスはどうなるのか、亀岡市の対策で、王子並河線・建設中の北古世西川線、クニッテルフェルド通り、国道9号を現状以上に混雑させない方策がとられるのか審査願います。取られていないならば、貴議会として、見解を出すべきかと思います。市民に大きな迷惑をかけることを市議会として黙視することができるのでしょうか。併せて、市民の負託を受けたというだけの十分な審査とその結果報告を願います。

具体的な要望事項 5

京都・亀岡保津川公園の利用計画・運営費も含めて、将来の亀岡市財政の負担がどうなるのか、他の事業に影響がないのか十分審査願います。解決できない多くの問題があるのなら、駅北地区はまだ購入されていないのですから、亀岡運動公園付近へ変更も含めて、審査願います。

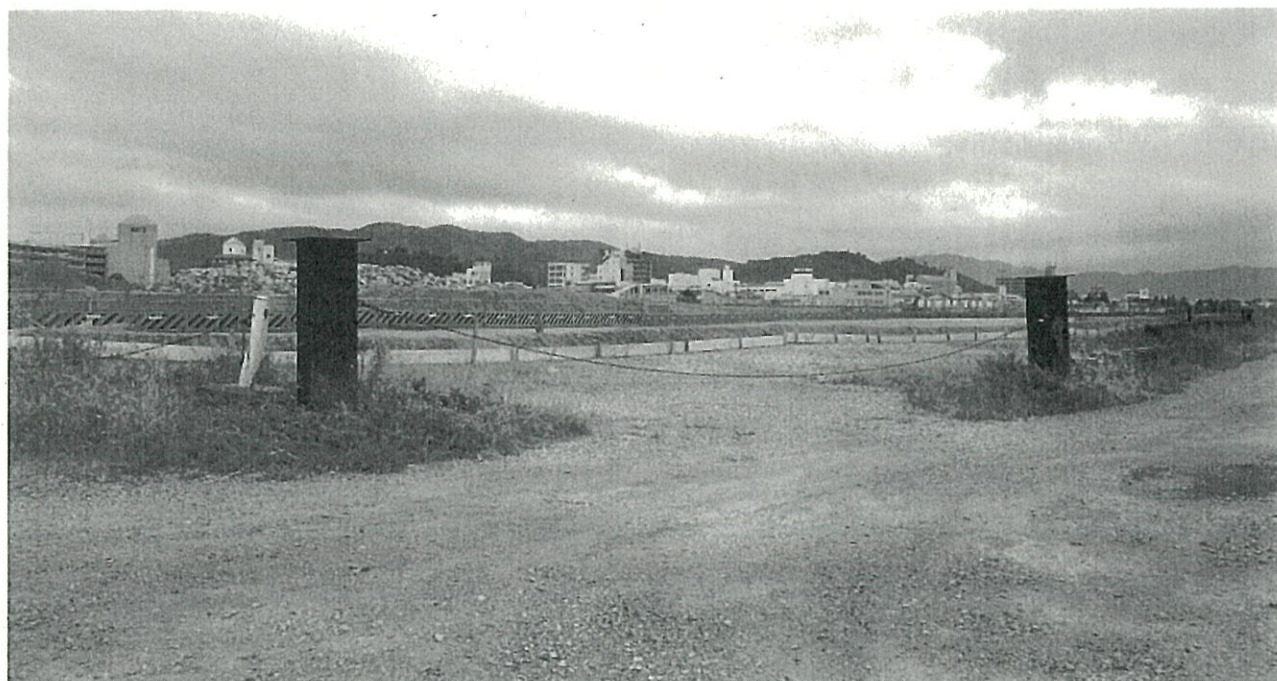
具体的な要望事項 6

亀岡駅北地区土地区画整理事業の施工及び京都スタジアム(仮称)は、今後の亀岡のまちづくりの骨格を変える重大計画です。大部分の市民が納得しないようでは市民の負託に応えることはできません、各議員の皆さんが責任を持って調査、審議し、市民への説明に答えられるようお願いします。併せて、市民説明が不十分なまま見切り発車を絶対させないようにお願いします。

(別紙)

- 1 他の法令による許認可等を要する場合には、その許認可を受けて事業を実施すること。／
- 2 京都府及び亀岡市並びに関係機関と公共施設の整備及び将来の管理引継ぎを前提として十分協議調整を行うとともに、亀岡市宅地開発等に関する指導要綱に即した市街地整備を行うこと。／
- 3 交通安全対策、災害の防止等に万全の措置を講じること。／
- 4 環境の保全に十分配慮するとともに、アユモドキの保全を含む環境保全措置が最善のものとなるよう、適切な実施計画の策定と事業実施に努めること。／
- 5 第三者に損害を与えないよう留意するとともに、万一損害を与えた場合は、施行者の責任において解決すること。／
- 6 本地区の用途地域の変更など詳細な土地利用計画の検討にあたっては、都市計画担当及び景観計画担当と協議・調整を図ること。／
- 7 今後とも関係権利者の合意形成に努め、円滑な事業推進を図ること。／

28. 11. 8現在 駅北地区の状況



市道から
駅北地区



土留の実
態

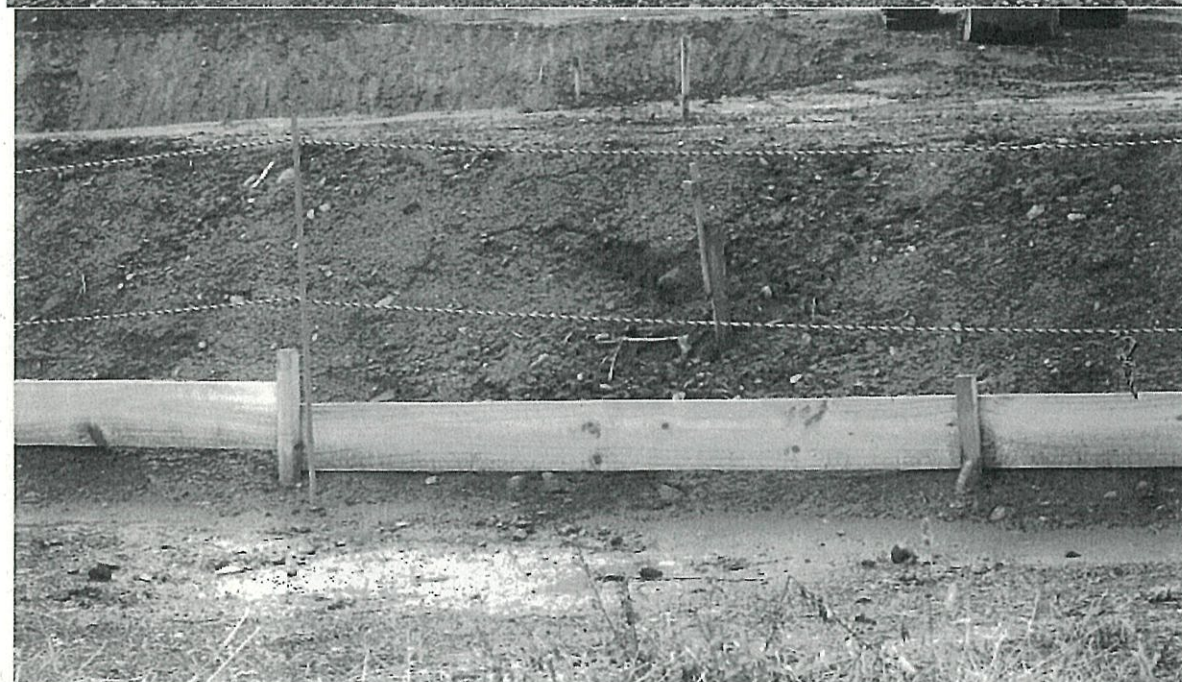


28.10.16
曾我谷川下流部左
岸から撮影

水路暗渠の部分
(管理用通路から)



市道に接する部分



土留の実態

水のはけ口はなく、曾我川の管理
用通路に



曾我谷川の管理
用通路は流れ出
した土砂だらけ



水路は十分効果
なし



資料1 平成28年12月6日現在 北地区写真



慌てて行われている手直し工事(もう遅すぎます。)

意味不明の穴、水が慌てて抜かれています。



平成28年11月25日現在 北地区写真

旧亀岡園部線通行止め(通行止めの権限調査中)



亀岡駅北口から道路沿いに北を見る



スタジアム予定地に深い穴、上右の写真の手前水路から、沈砂池らしきものに水が流れる。素掘りか？



曽我谷川の管理用水路から北地区



曽我谷川管理用通路から商工会館



資料2 保津川かわまちづくり計画(平成23年3月)

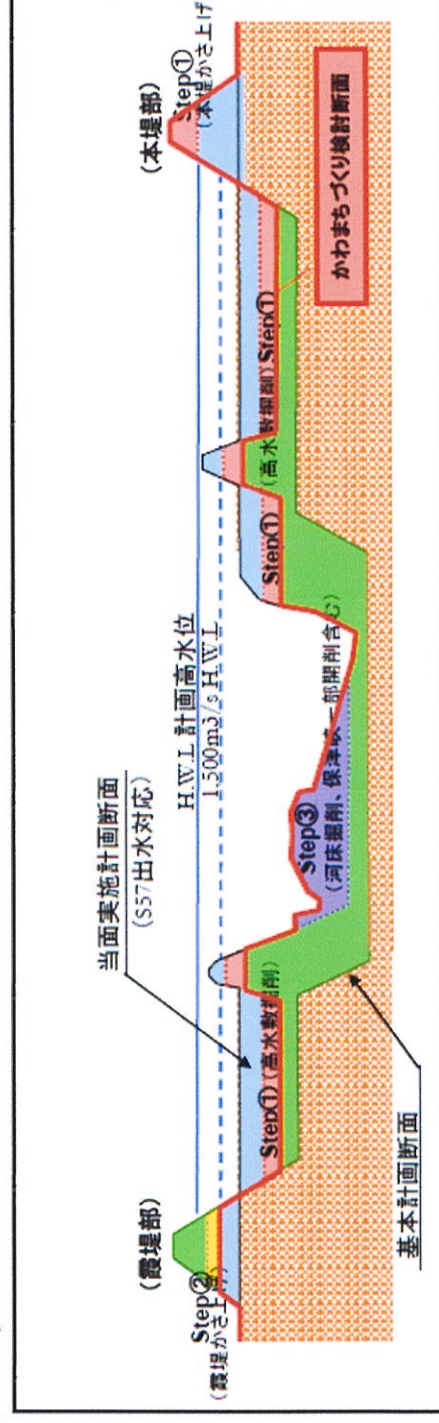
当面計画に引き続き、上下流バランスを確保しつつ、治水安全度の着実な向上を図る。このため、国との協議調整を図りつつ「淀川水系河川整備計画」に基づき、戦後最大洪水を安全に流下させることを目指し、段階的かつ着実に整備を進める。

戦後最大洪水を安全に流下させるために、下流の整備状況を踏まえつつ次の3つのステップで整備を進める計画である。第1ステップとして高水敷の掘削と堤防のかさ上げを行う。続いて、下流の整備が進んだ段階で第2ステップとして霞堤のかさ上げを行う。この段階でH16年台風23号出水規模の洪水に対応することができる。さらに下流の整備状況を踏まえて河床掘削と一部区間の保津峡の開削を行う。これによって戦後最大洪水に対応することができる。

このうち「保津川かわまちづくり」は、第1ステップ（高水敷の切り下げと堤防のかさ上げ）として整備される河川の形状を対象とする。

■ 段階的な整備イメージ

凡 例	
	当面計画で施工
	Step①
	Step②
	Step③
	基本計画で施工
	かわまちづくり 検討計画断面



2.洪水等による災害の発生防止又は軽減に向けた現状と課題②

【桂川本川】保津工区の治水事業

保津工区

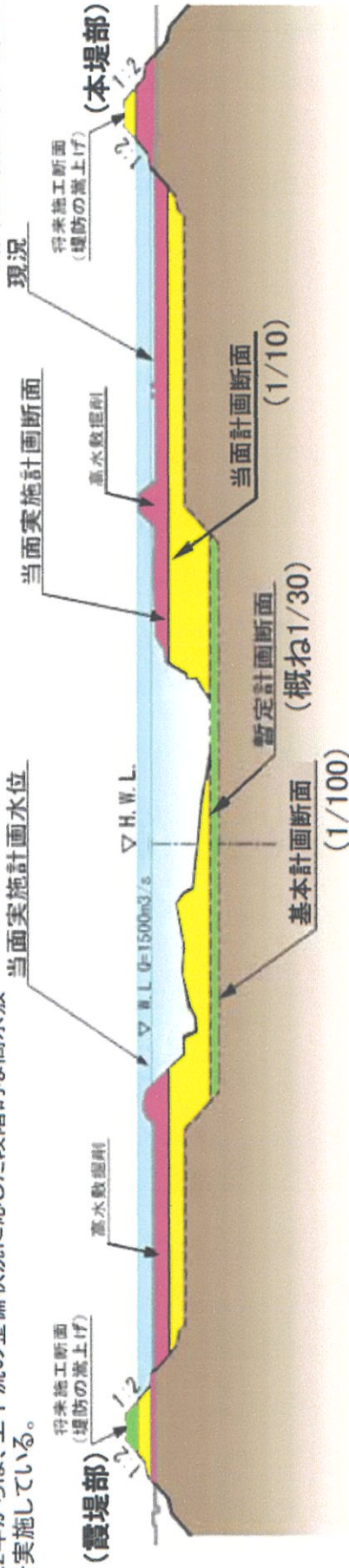
■桂川改修全体計画(S62策定)を基に、【基本計画(1/100)】、【暫定計画(概ね1/30)】、【当面計画(1/10)】の事業実施計画を策定し、平成8年に保津工区の改修工事に着手。

■保津工区は、平成15年に緊急対策特定区間に設定され、重点整備の実施を進めてきた。これにより、【当面計画】での河川整備が平成21年度に概成し、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できる安全度を確保した。

■平成22年からは、上下流の整備状況に応じた段階的な高水敷掘削を実施している。

	築堤	高水敷	河床	保津狭	霞堤
当面計画	HWL堤防	部分掘削	—	—	存置 1,500m ³ /s HWL高
暫定計画	完成堤防	完成掘削	一部切下げ	一部掘削	存置 戦後最大洪水 HWL高
基本計画	完成堤防	完成掘削	完成切下げ	完成掘削	締切り

※保津峡は現在の事業区間に含まれていない。



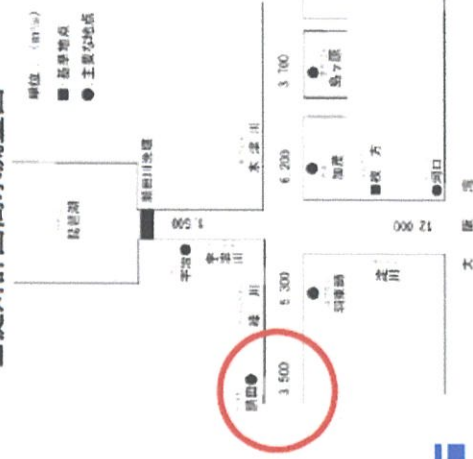
【基本計画】=淀川水系河川整備基本方針レベル

- 将来目標を1/100規模としており、淀川水系河川整備基本方針に示された目標となっている(右図)。
- 日吉ダムによる洪水調節効果を加え、請田地点で3,500m³/sを安全に流下させる河道とする。
- 保津工区では、完成堤防の築造と河床の切下げによる河積の増大とともに、保津峡を掘削し、流域の洪水調節とあわせて計画規模の洪水を安全に流下させる。

【暫定計画】=淀川水系河川整備計画レベル

- 暫定計画の目標を戦後最大洪水規模(概ね1/30)としており、淀川水系河川整備計画(直轄区間の計画)目標となっている。
- 日吉ダムによる洪水調節効果を加え、請田地点で2,300m³/sを安全に流下させる河道とする。
- 保津峡開削は、淀川水系全体の河川整備の進捗を考慮し、国とも調整を図ったうえで実施時期を決定する。

■淀川計画高水流量図



2.洪水等による災害の発生防止又は軽減に向けた現状と課題④

【桂川本川】 現況の流下能力

- 桂川本川では、現在までの治水事業により治水安全度は向上している。一部の無堤区間を除き、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水(1,500m³/s)を安全に流下する能力を有する。
- 桂川に存在する「霞堤」は、氾濫流を分散し下流への洪水流出を遅らせる機能を有しており、将来目標までの整備途中では「霞堤」を存置し、改修の各段階に応じ嵩上げする計画としているため、「霞堤」箇所での流下能力の評価は低くなっている。
- 下流の直轄区間が第一段階の整備目標としている平成16年台風23号と同規模の洪水(2,100m³/s)に対しては、流下能力が不足している。

